

長期欠席などにより

学校給食の提供を受けていない方へ支援金を交付します

広陵町では、学校給食費の無償化に伴い、疾病や長期欠席などの、やむを得ない事情により学校給食の提供を受けていない児童・生徒の保護者の方へ「広陵町小・中学校給食における欠食者支援金」を交付します。

給食の提供を受けていない期間について、一定の要件を満たす場合に支援金を受け取ることができますので、対象となる方は、期限までに申請をお願いいたします。

【対象者】

次の要件を満たす児童・生徒の保護者が対象となります。

1. 広陵町立小・中学校に在籍している児童・生徒であること
2. 学校給食停止届を所属校に提出し、給食が停止されていること
3. 支援対象となる月の給食実施回数の3分の1以上、給食の提供を受けていないこと

※「学校給食停止届」は停止を希望する日の2週間前まで（土日祝除く）に学校へ提出してください。

※令和8年4月1日から10月23日までの期間については、給食を欠食していること及びその欠食している期間を証明する書類の提出があれば対象となります。この書類が必要な場合は所属校にお問い合わせください。

【支援金額】

月額上限：小学校 5,200円 中学校 5,500円

※月額上限の範囲内で「給食1食単価（小学校：315円、中学校373円）×欠食日数」により月単位で計算します。

※中学校3年生の3学期（1・2・3月）につきましては、月額上限が2,980円となります。

【申請方法】

電子申請（右記のURLまたはQRコードより申請をお願いします。）

※紙で申請する場合は、所属校へご連絡ください。

※申請書による申請をする場合の添付書類

- ①通帳またはキャッシュカードのコピー
- ②欠食を証明する書類

（令和8年4月1日から10月23日までの期間で学校給食停止届を提出していない方）



URL:<https://logoform.jp/f/TyKpe>

【申請期限】

令和9年3月26日（金）※申請は随時受付中です

【交付方法】

担当課で欠食状況等を確認し、支援金を確定後、指定の口座へ振り込みます。

【問い合わせ先】

広陵町教育委員会事務局 教育振興部 教育総務課 TEL:0745-43-6180（担当：楳北・平岡）

支援金に関するよくある質問

Q1. 「支援対象となる月の給食実施回数の3分の1以上」とはどういう意味ですか。

A.

その月の給食実施回数の3分の1以上、学校給食を食べていないことを言います。

例えば、その月の給食実施日が20日の場合、20日の3分の1は6.67日となるため、7日以上欠食した場合が対象となります。(端数は切り上げ)

Q2. 給食実施回数はどのように数えたらよいですか。

A.

その月に学校で給食を実施する予定回数を数えます。土・日・祝日など、もともと給食を実施しない日は給食実施回数に含みません。なお、行事や学級閉鎖等により給食が実施されなかった日については、給食実施回数から除いて計算します。

Q3. 月の途中から給食を停止した場合も対象になりますか。

A.

対象となります。学校給食停止届により給食停止が認められ、発注が停止された日以降の欠食について、支援対象となる月の給食実施日の3分の1以上欠食している場合は対象となります。

Q4. 給食停止届を提出している期間中に給食を食べたらどうなりますか。

A.

発注をとめていても、実際に給食を食べた日は「欠食」に含みません。

Q5. 学校行事などで給食がなかった日は、欠食回数に含まれますか。

A.

含まれません。

学校行事、学級閉鎖その他学校の都合により給食が提供されなかった日は、支援金の算定上の欠食には含みません。

Q6. 事前に支援金の申請をすることはできますか。

A.

いいえ。支援金の申請は、欠食した月が終わった後に行っていただきます。